

## 西宮市立中学校・義務教育学校 連携校型合同部活動 実施要項

西宮市教育委員会

## 1 趣旨

学校の小規模化によって、部活動数の維持が困難となったり、十分な活動を行えなくなったりする場合において、複数の学校が連携して部活動を設置、運営することで、生徒の部活動の選択肢を増やし、幅広い活動の機会を確保するとともに教員の働き方改革を進め、持続可能な部活動を推進する。

## 2 目的

- (1) 生徒の部活動の選択肢を広げる。
- (2) 教員の指導や引率など負担軽減を図る。

## 3 実施及び運営

実施希望校及び教育委員会の協議により実施を決定する。また、実施校による連携校型合同部活動推進委員会を設置し、その運営にあたる。また、活動については、西宮市立中学校・義務教育学校部活動推進委員会に報告する。

## 4 対象校及び対象者

- (1) 対象校は、西宮市立全中学校及び義務教育学校とする。
- (2) 対象者は、連携校型合同部活動を実施する学校に在籍する生徒とする。ただし、西宮浜義務教育学校については、部活動に参加する前期課程の児童も含む。

## 5 留意事項

- (1) 実施にあたって
  - ア 活動の詳細及び大会への参加については、毎年度、実施校による連携校型合同部活動推進委員会により決定する。
  - イ 連携して行う部活動は、原則、実施校の全部活動とする。
  - ウ 一部参加者の強化を目的としない。
- (2) 参加にあたって
  - ア 保護者の承認のもと、在籍校に入部届等（在籍校の様式）を提出し、写しを活動先校へ提出する。
  - イ 活動場所への移動は、徒歩とする。

## 6 その他

- (1) 教育委員会及び校長は、連携校型合同部活動がその趣旨・目的に沿った活動となるよう指導する。
- (2) 教育委員会及び校長は、必要に応じて協議し、改善のために指導を行う。
- (3) 教育委員会及び校長は、目的から逸脱している場合や運営において著しい困難が生じた場合、連携校型合同部活動または特定の部の活動を休止または中止することができる。

附則 この要項は、令和4年4月1日より施行する。